

第92回『わかるように伝えていきますか』

香川大学 坂井 聡

発達障害のある子どもが困っていることと合理的配慮

この4月に（通称）障害者差別解消法が施行された。国によると、障害者差別解消法の考え方を以下のように述べている。

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。」

ここで、気になるのが、発達障害のある人への合理的配慮はどのようなものなのかということである。これまで、多くの発達障害のある子どもとかかわってきて感じることは、発達障害のある人の苦手なことが顕在化するのには、社会的な価値や文化的な価値との関係においてであることが多いということである。集団の中に入ることを強く求められる社会であれば、人間関係の形成を苦手としている場合には、その部分が顕在化することとなる。字をきれいに書くことを求められれば、書字を苦手としている人の苦手さは顕在化する。つまり、発達障害のある子どもは、発達障害があることに悩んでいるのではなく、周囲の人たちからの求めにこたえられないことに困り、悩んでいると考えられるのである。

子どもは周囲の人を困らせようとか、傷つけてやろうなどとは思っていない。行動した結果が失敗であることが多く、笑われたり、叱られたりしてしまうのである。そのような状態が続いたら、だれでも自己肯定感を下げってしまうことになるだろう。

このように考えるならば、発達障害のある子どもに対する社会的障壁は周囲の社会が作っている可能性が高いということになる。社会的障壁を取り除くための合理的配慮を考えるとき、社会がその子どもたちのもつ気質を理解しなければならないということになる。つまり、本人の持つ個人因子だけに解決の方法を求めるのではなく、環境因子に解決方法を求めること。これが、発達障害のある子どもが困っていることを取り除くことになり、合理的配慮となるのである。日常生活の場で解決するために、お互いの歩み寄りが、そのための具体的な方法そのものが求められているということを忘れてはならないと思う。

坂井聡先生の紹介

（プロフィール）

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授 1997年 自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。2013年より教授に就任。

（著書）

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里）クラスルームコミュニケーション（こころリース出版会）自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための10のアイデア（エンパワメント研究所）など